

# 水俣病患者 らを証人に

## 新潟水俣病裁判

【新潟】阿賀野川有機水銀中毒

事件（新潟水俣病）の第三十八回口頭弁論は二十日、新潟地裁民事部（宮崎啓一裁判長）で開かれ、被告昭和電工側の証人に対する尋問が行なわれたあと、宮崎裁判長

は原告被災者側弁護団（渡辺喜八団長）申請の証人十人のうち、水俣市の水俣病患者ら八人を証人として調べることを認めた。また最終口頭弁論の期日は原告側の希望をいれて一日ふやし、五月十七、八、九の三日間と決まった。

証人として認められたのは水俣病患者の浜本二徳さんから五家族六人と、水俣市湯之見リハビリテーションセンター三隅博医師、熊本大学付属病院原田正純講師の計八人。八証人は二月八、九両日、水俣市で行なわれる予定の現場検証のさい、証人尋問を受ける。